

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：内藤 晃 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

航空会社への適切な支援と航空保安体制強化を要請！

～航空法改正に際し、道下議員が航空連合の提言を主張！～

航空保安政策の実現に向けて 第5弾

5月14日（金）、衆議院国土交通委員会において、航空法等の一部を改正する法律案が、与野党の賛成多数で可決されました。（EXPRESS22-27 参照）

法案の審議にあたり、航空連合政策議員フォーラム事務局次長の道下 大樹（みちした だいき）衆議院議員は、本改正案に賛成の立場で、航空連合の主張にそって、政府に航空会社への適切な支援と航空保安体制の強化を求めました。



道下 大樹（衆）
航空連合政策議員
フォーラム事務局次長

【経営の自由の確保】

- 改正案では、航空会社が航空運送事業基盤強化計画を策定し、その実施状況を定期的に国に報告することが求められているが、航空会社の経営の自由は確保されるべきである。

【保安強化に関する周知】

- 法改正の背景や目的、保安検査受検を拒否した場合の罰則などは、国が責任をもって利用者に周知すべき。
- 罰則を適用する際の手順については、国として、保安検査の責任を負っている航空会社や検査を実施している保安検査員等に対して、研修の機会等を設定し、具体的な説明を行うべき。

【経営の自由の確保】

- 国として、航空各社の経営、路線計画、雇用の在り方などについて、個別具体的な指示を出すことは考えていない。



赤羽 国土交通大臣

【改正内容に関する周知】

- 確実な保安検査実施のため旅客等の協力を得ることが不可欠であり、改正内容や機内持込み制限品に関する情報を周知、啓蒙していく。
- 各空港に設置されている空港保安に関する協議会での説明や、全国の空港関係者、関係業界団体等を通じた情報提供を行うとともに、必要に応じて個別に説明の機会を設定する等、丁寧な周知を行っていく。



和田 航空局長